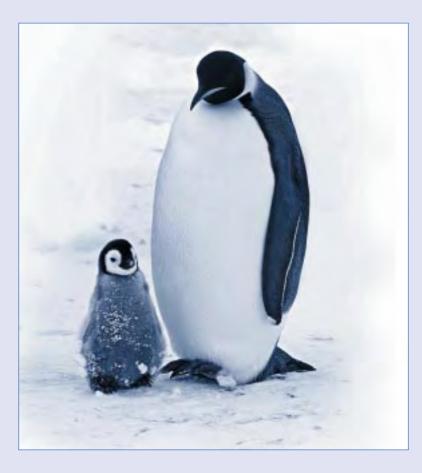


循環型社会を実現するロジスティクスの構築 ~個人が変わる、企業が変わる、物流が変わる~



CGCL JOURNAL Conference on Green Logistics in Japan: Dジスティクス環境会議



CONTENTS

改正省エネ法の概要	0
改正省エネ法に関しての「Q & A」	6
改正省エネ法に係るこれまでの経過と意見・要望書反映状況	7
ロジスティクス環境会議メンバー限定の各種行事報告	10
ロジスティクス環境会議ホームページのご紹介	Ð

エンペラーペンギン

地球温暖化の影響で南極の海水温が上昇し、海氷が減った影響でエンペラーペンギンは個体数を減少させています。ペンギンの中でも南極で越冬するのは 唯ーエンペラーペンギンだけで、その過酷な自然環境に適応するために独自の進化をとげてきました。しかし、南極の生態系は想像以上のスピードで変化し、 ペンギンらを育んできた氷の下の豊かな海も急速に変化しつつある現状が生息数に大きく影響しています。

改正省エネ法の概要

京都議定書の発効等に見られる地球温暖化防止という意識の高まりを受け、省エネ法が改正され、2006年4月1日より施行されます。改正省エネ法では、一定規模以上の輸送事業者、荷主に対し、省エネルギー計画の策定、エネルギー 使用量の報告の義務付け等の輸送に係る措置が新たに導入されます。今回、輸送(貨物)の概要についてご紹介いたします。(なお、本ジャーナルは2005年12月26日時点の内容をもとに作成しております)

1.主な概要

1)対象者

- ①荷主…年間輸送トンキロが3,000万トンキロ以上の荷主 企業(法律上、"特定荷主"という。)
- ②輸送事業者…次に掲げる基準以上の輸送能力を有する 事業者(輸送機関毎)(法律上、"特定輸送事業者"という。)
 - ・トラック*1 200台
 - ·鉄道 300両
 - ・海運 総船腹量 2万総トン
 - ・航空 総最大離陸重量*2 9,000トン
 - *1 貨物の輸送の用に供する自動車。
 *2 最大離陸重量とは、航空機ごとに定められたその航空機の離陸時に設定 できる重量の最大値。

※貨物自動車運送事業法といった個別の事業法に基づく 許認可を受けた事業者だけではなく、自家物流を行って いる荷主においても、200台以上のトラックを所有・リー スしていれば、特定輸送事業者としての報告等が必要と なる。

2) 特定荷主、特定輸送事業者が実施すべき事項

・省エネ計画の作成とエネルギー使用量等の定期報告(年1回) ⇒具体的には、政省令及び告示(荷主判断基準、または輸送 事業者判断基準)で記載された事項について行う必要がある。

3)算定範囲

①特定荷主…自社の所有権のある貨物についての物流 ②輸送事業者…自社所有の輸送機関についての物流

2. 法施行に留意して、 荷主企業が行わなければならない事項

(法施行前)2006年4月までに

①算定範囲の確認

責任範囲…原則として、自社が所有権を有する範囲(荷主判断基準3 3.1)

自社における輸送の状況(形態)把握し、それぞれについて 自社の算定対象範囲を確認する。また、その際に、輸送手段 等も把握する必要がある。(定期報告書記載事項となる) ※事業部あるいは製品ごとに輸送形態が異なる場合は、それぞれについて算定範囲を確認する必要がある。

②輸送トンキロの把握準備

①で確認した算定範囲における輸送トンキロの把握方法の 検討、確認

③定期報告書にて報告が必要となるデータ収集準備

①で確認した算定範囲における定期報告書において報告が 義務付けられている輸送トンキロ、エネルギー使用量等の

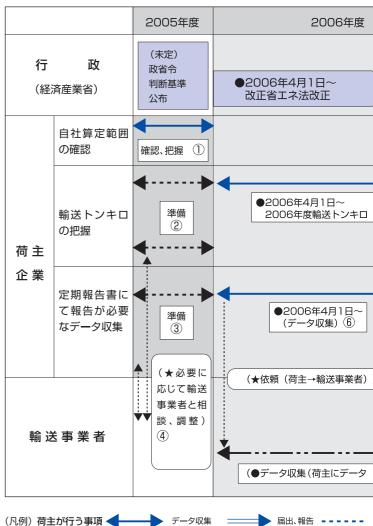
データの把握方法の検討、体制整備等

(定期報告書記載事項については、P5をご参照ください。)

④輸送事業者との連携等

③で輸送事業者からデータ提供が必要なものについては、

図表1.法施行に留意して、荷主企業(輸送事業者)が行わなければ





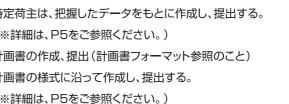
データ提供が可能かどうか確認 業は、経済産業大臣へ届け出る。(様式等、公表され次第、環 ※荷主判断基準の「4.エネルギー消費量算定方法について」 境会議ホームページでも情報提供いたします。) の中で、「荷主、輸送事業者双方の作業負荷等について十分配 特定荷主の指定 慮し、荷主や輸送事業者によるデータ提供が可能(現実的に採 の報告を受けて、年間輸送トンキロ量が3.000万トンキ 択可能)な方法を採用することが必要であり、一方の当事者の ロを超える荷主企業は特定荷主として指定される。 みの意向に基づくものにならないように、双方が十分な意思疎 定期報告書の作成、提出 通を図ることが必要」とされている。したがって、荷主のエネル 特定荷主は、把握したデータをもとに作成し、提出する。 ギー使用量算定に関して、輸送事業者がデータ把握し報告する (※詳細は、P5をご参照ください。) という法的義務があるわけではない。 10計画書の作成、提出(計画書フォーマット参照のこと) 計画書の様式に沿って作成し、提出する。 (法施行後)2006年4月より (※詳細は、P5をご参照ください。) ⑤輸送トンキロの把握 輸送トンキロを把握する。

った場合)

⑥定期報告書において報告が必要となるデータの把握 特定荷主に指定された場合、2006年度のデータの報告が 必要となるため、特定荷主に該当しそうな場合は把握してお くことが必要となる。

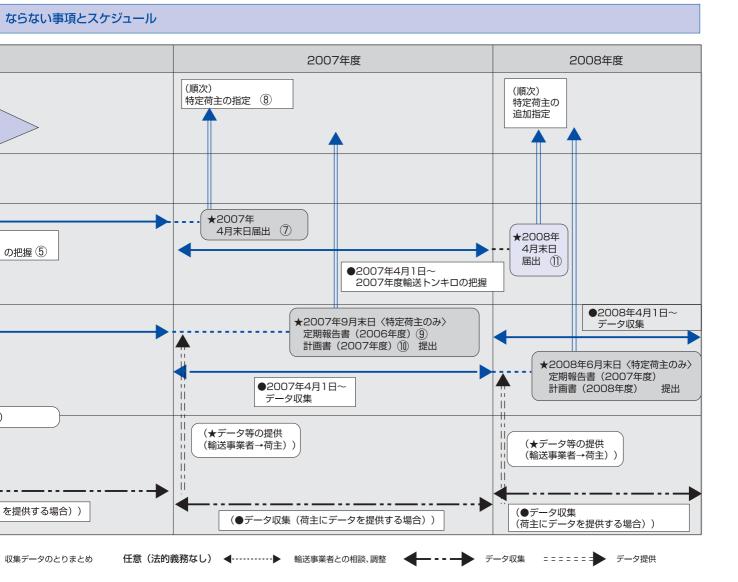
⑦輸送トンキロの届出

年間輸送トンキロ量が3.000万トンキロ以上あった荷主企



の段階(2006年度)では、輸送トンキロが3,000万未満 だったが、2007年度3,000万トンキロ以上の輸送量があ

①輸送トンキロの届出(既に特定荷主に指定された企業は不要) 年間輸送トンキロ量が3,000万トンキロ以上の荷主企業は、 経済産業大臣へ届け出る。



3. 特定荷主に関する「定期報告書」及び「計画書」 記載事項

1) 定期報告書記載事項

- ①輸送量(輸送重量×輸送距離)
- ②エネルギー使用量等
 - 燃料法(→ 燃料使用量)、
 - 燃費法(→<mark>燃費、輸送距離</mark>)、
 - 改良トンキロ法(輸送重量、輸送距離、(積載率))
 - ※算定方法については、上記3つの方法から、企業が選択
 - できることとなっております。また、複数方法を選択する ことも可能です。
- ③ エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

例:売上高、輸送コスト、出荷重量等

- ※自社の取扱商品等を勘案して、企業で設定することと なっております。
- ④エネルギー使用に係る原単位(→①÷②で計算)
- ⑤③の値を複数設定した場合の設定方法、及び原単位の設 定方法変更理由

之/////文文////

- ⑥原単位の変化状況
- ⑦過去5年度間の原単位が年平均1%以上改善できなかった理由、又は原単位が前年度に比べ改善できなかった場合の理由

※ここでいう年平均とは、相乗平均を意味しております。 具体的には、各年度の原単位をA1、A2、A3、A4、A5と すると、

- {(^{A2}/_{A1})×(^{A3}/_{A2})×(^{A4}/_{A3})×(^{A5}/_{A4})}^{1/4} で求めます。 ※右上の[相乗平均について]のコラムをご参照下さい。
- ⑧エネルギー使用の合理化に関する判断基準の遵守状況⑨その他実施した措置

※別表(二酸化炭素の排出に係る事項)

※上記 内の項目の値を把握する必要があります。
※詳細については、ロジスティクス環境会議HPをご参照ください。

2) 計画書記載事項

①計画期間

②計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

- ③前年度計画書との比較
- ④その他計画に関連する事項
- ※詳細については、ロジスティクス環境会議HPをご参照 ください。

相乗平均について

ここでは、相乗平均について、ご説明します。(わかりやすいように、過去3年度間の売上高を例にご説明します。)

例:下図において、年平均売上増加率を求めてみましょう。

年度	A1年度	A2年度	A3年度
売上高(万円)	10万円	20万円	160万円
前年度比		^{A2} ⁄A1=200%	^{A3} /A2=800%

相乗平均を求めると

 $\{(A^2/A_1 \times A^3/A_2)\}^{1/2} = (200\% \times 800\%)^{1/2} = 400\% (*1)$

(確認)初年度(A1年度)の値に、上記で求めた年平均売上 増加率をかけていき、最終年度(A3年度)の値になる か調べてみると、

10万円×400%=40万円

40万円×400%=160万円⇔A3年度の160万円と 一致する(*2)

このように、倍率(増加率、減少率等)の平均を求めるときは、相 乗平均を用います。

 (*1):¹/2を用いるのは、本文では過去3年度間(前年度比の値の数が A²/A1、A³/A2の2つ)のためである。(今回の改正省エネ法では過 去5年度間(前年度比の値の数がA²/A1、A³/A2、A⁴/A3、A⁵/A4の4 つ)のため、¹/4となる。)

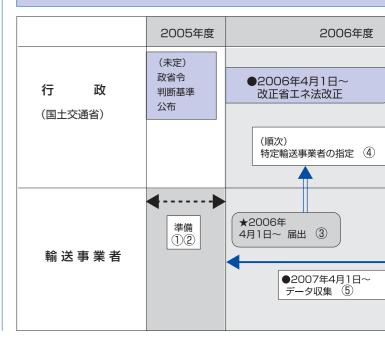
(*2): ルート計算のため、端数まで一致しない場合がある。

※ちなみに、われわれが通常用いる平均(相加平均)の式を 用いると、

(200%+800%)÷2=500%となるが、上記確認をすると、 10万円×500%=50万円 50万円×500%=250万円⇔A3年度の160万円と一致 しない。

0 V I0

図表2. 法施行に留意して、輸送事業者が必要となる事項とスケジュ





4. 法施行に留意して、輸送事業者が 行わなければならない事項

(法施行前)2006年4月までに

- ①自社が所有・リースするトラック等の台数確認
 ※貨物自動車運送事業法といった個別の事業法に基づく許認可を受けた事業者だけではなく、自家物流を行っている荷主においても、200台以上のトラックを所有・リースしていれば、特定輸送事業者としての報告等が必要となる。
 ②定期報告書にて報告が必要となるデータ収集準備
- に関して、定期報告書において報告が義務付けられているデータの把握方法の検討、体制整備等

(法施行後)2006年4月より

③自社輸送能力の届出

輸送事業者は、2005年度末日時点で、政令で定める基準 ((P1 1.1)②参照)以上の輸送能力を有しているときは、 国土交通大臣に届け出る。

(届出様式は不明)

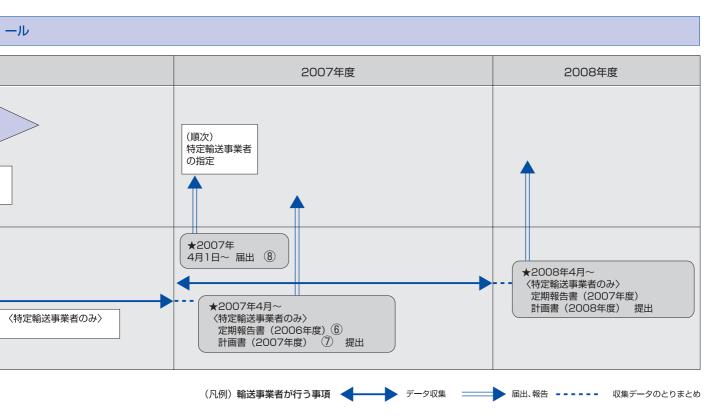
④特定輸送事業者の指定

③の届出を受けて、基準以上の輸送能力を有している輸送 事業者は特定輸送事業者として指定される。

⑤定期報告書作成に必要となるデータの把握

- ⑥定期報告書の作成、提出(定期報告書様式は未定)
 特定輸送事業者は、把握したデータをもとに作成し、提出する。
 ⑦計画書の作成、提出(定期報告書様式は未定)
- 計画書の様式に沿って作成し、提出する。
- (③の段階(2006年3月末日時点)では、基準未満であったが、 2007年3月末日時点で基準以上の輸送能力を所有してい る場合)
- ⑧自社輸送能力の届出(既に特定輸送事業者に指定された企業は不要)
 (報告様式は不明)







ここでは、改正省エネ法に関して、現在までにロジスティクス 環境推進センターに寄せられてきた質問とその回答をご紹 介いたします。(あくまでもJILSとしての見解ですが、事実 誤認がないかどうか確認はとっております。)

● 京都議定書との関係

21 京都議定書と省エネ法との関係について 教えてほしい。

京都議定書の発効等に見られますように地球温暖化防 止といった意識の高まりを受けて、今回改正されたと 考えてよろしいと思います。

また、京都議定書第5条1項において「各国(批准国) が(二酸化炭素等温暖化ガスの)排出量・吸収量推計 のための国内制度を2006年末までに整備すること」 と記載されており、その整備の一環として「地球温暖 化対策の推進に係わる法律」(略称:温対法)が改正さ れておりますが、今回、改正省エネ法でエネルギー使 用量の値を定期報告することで、温対法で義務付けら れるエネルギー起源の二酸化炭素排出量の公表制度 の報告に代えることができるとされております。

Q2 京都議定書では、2008年から2012年の5年間が目 標期間となっていますが、改正省エネ法もその5年間 だけを考えて、計画や定期報告書等の作成を行えばよ いのでしょうか。

改正省エネ法については、京都議定書の約束期間後も 継続されると考えてよいと思われます。



● 対象範囲

3 フォワーダーは対象になるのでしょうか。

本法律では、「荷主については、自社の所有権がある 貨物の輸送」、「輸送事業者については、自社が所有し ている輸送能力」に関して、一定規模以上の荷主(年 間輸送トンキロ3,000万トンキロ以上)、輸送事業者(貨 物自動車200台以上所有)に、計画に基づく省エネ活 動の実施とエネルギー使用量等の定期報告を求めて います。したがいまして、いずれかに該当すれば本法 律の対象となります。

4 当社は物流子会社で,貨物の所有権は親会社(または 生産子会社)にあり、物流子会社は貨物の物流のみ担 当しています。この場合、改正省エネ法の「荷主」に該 当するのは親会社ということなのでしょうか、それと も子会社になるのでしょうか。

改正省エネ法の「荷主」 に該当するのは、一般的に、親 会社であると考えられます。

改正省エネ法でエネルギー使用量算定の対象となる ものは、原則として、

①自社の所有権のある貨物に関わるエネルギー使用
 量②自社が所有している輸送機関のエネルギー使用
 量の2つです。

ご質問内容から判断して、御社の場合、①は該当しないと考えます。ただし、②については、御社が所有されている輸送機関の量によって、特定輸送事業者になるか否かが分かれます。例えば、トラックの場合200台以上所有していると特定輸送事業者となり、改正省エネ法の対象になります。

(ただし、親会社が改正省エネ法の対象となった場合、 親会社が物流子会社にデータ提供等を依頼してくる 可能性が高いと考えられます。その際には、P1 2.④ ※を踏まえ、双方で十分な意思疎通をはかり検討を進 めることが必要だと考えられます。)

CGL JOURNAL

取得するデータの精度について

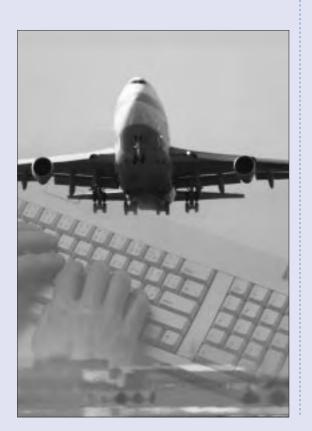
5 マクロの輸送重量や走行距離の把握は、今現在でも可能ですが、どの精度で報告すべきか教えていただけないでしょうか。(そのレベル(精度)で報告するかによって、データ取りの方法やエネルギー消費量の計算値も異なってくると思いますので。)

ご質問にありますレベル (精度)ですが、結論から申し 上げれば、有効数字4桁で生データを把握の上、算定結 果 (算定値)については4桁目を四捨五入、有効数字3 桁で表示することが妥当であると考えられます。

その理由は、国が公表している二酸化炭素排出原単位(kg-CO2/ヒス)の有効数字が3桁であることに拠ります(例 えば、軽油の場合2.62kg-CO2/ヒス)。

この意味では、現時点で未公表の改正省エネ法の二酸 化炭素排出原単位(kg-CO2/トンキロ)については有 効数字が2桁になるのではないかとの観測が流れてい ることがもし真実であった場合、改良トンキロ法を使用 する再の生データの有効数字は3桁で十分ということ になります。

しかしながら、現時点においては、憶測によってものご とを判断することは避け、上述の有効数字4桁で生デ ータを取得できる体制づくりをしておかれることが適 切であると考えられます。





法の適用期日について

6 改正省エネ法の附則第七条で荷主に関わる処置に関 する経過処置として、「新法第61条から第64条まで の規定は平成19年3月31日までは適用しない」とあ りますが、これが正しければ、少なくとも荷主に関しては、 改正省エネ法の適用が平成19年(2007年)からと なる、ということになるのではないでしょうか。

"荷主に関しては、改正省エネ法の適用が平成19年か らとなる"の意味するところは、平成18年度(2006年 度)中は何もしなくて良いという訳ではなく、①平成 19年(2007年)4月末日には平成18年度(2006年 度)の輸送トンキロを、また、②平成19年9月末日には 平成18年度のエネルギー使用量等に係わる定期報告 書を提出する義務があるため、これに必要なデータ収 集や算定については平成18年度中に行う必要がある と考えられます。

(経過措置とは、法律は平成18年4月1日に施行されるものの、平成17年度に遡ってトンキロやエネルギー 使用量を報告しなくても良い、という内容であると考 えられます)

また、輸送事業者についても、平成18年4月に輸送能 力を届出て頂き、それを受けて、特定輸送事業者とし て指定され、荷主と同様に、平成18年度のエネルギー 使用量等の報告を平成19年度初にしていただくこと になります。(平成17年度分の使用量の報告は不要で す)

改正省エネ法に係るこれまでの経過と意見・要望書反映状況

改正省エネ法の閣議決定以降、荷主判断基準及び輸送事業者判断基準等に関しての経済産業省及び国土交通省の検討 内容を受けて、ロジスティクス環境会議として、意見・要望書を作成、提出してきました。 今回、これまでの経過並びに提出した意見・要望書の反映状況につきまして、下記のとおりご報告させていただきます。

「今回、これまでの経過並びに提出した意見・要望書の反映状況につきまして、下記のとおりご報告させていただきます。 なお、意見・要望書作成にあたり、環境会議メンバーの皆様には3回にわたるアンケートにご協力いただきまして、あり がとうございました。あらためて御礼申し上げます。

1) 改正省エネ法に係るこれまでの経過

	国の動き	ロジスティクス環境会議の動き
2005年 3月15日	改正省エネ法閣議決定	
6月2日	経済産業省 第1回荷主判断基準小委員会(注))開催 ・省エネ法改正の概要について ・荷主に係る措置の詳細設計における検討項目について	
6月24日 ~ 6月30日		「改正省エネ法荷主判断基準イメージの検討項目 (論点)に対する意見要望アンケート」を CGLメンバーに実施
7月6日		第6回企画運営委員会開催 ・上記アンケート結果を踏まえ、「改正省エネ法荷主 判断基準に対する意見・要望書」審議
7月13日	第2回荷主判断基準小委員会開催 ・エネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の 基準について ・エネルギー消費原単位の目標設定について	
7月19日 ~ 7月25日		「改正省エネ法荷主判断基準及びエネルギー消費 原単位の目標設定について」意見要望アンケートを CGLメンバーに実施
7月29日		第7回企画運営委員会開催 ・上記アンケート結果を踏まえ、「改正省エネ法荷主 判断基準に対する意見・要望書」内容審議
8月2日		「改正省エネ法荷主判断基準に対する意見・要望書」 を張議長に説明

注1 正式名称は、経済産業省資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会 第1回荷主判断基準小委員会 7



	国の動き	ロジスティクス環境会議の動き
8月2日		「改正省エネ法荷主判断基準に対する意見・要望書」 を経済産業省へ提出
8月3日	改正省工ネ法成立	
9月2日	第3回荷主判断基準小委員会開催 ・エネルギー消費量の算定方法について ・裾切り基準について	
9月5日	国土交通省 交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会開催 ・輸送事業者の裾切り基準について ・エネルギーの使用の合理化に関する輸送事業者の 判断の基準について	
9月14日 ~ 9月20日		「改正省エネ法輸送事業者判断基準に関する意見・ 要望アンケート」をCGLメンバーへ実施
9月27日	第4回荷主判断基準小委員会開催 ・荷主判断基準小委員会とりまとめ(案)について	
10月14日		「改正省エネ法輸送事業者の判断基準に対する意見・ 要望書」を国土交通省へ提出
10月14日 ~ 11月14日	パブリックコメント募集(政令、省令、判断基準)	
11月17日	経済産業省 資源エネルギー庁 総合資源エネルギー 調査会 省エネルギー基準部会開催	
2006年 2月(予定)	基本方針、政令、省令、判断基準公布	

2)意見・要望書の反映状況

1)荷主判断基準について

荷主判断基準の当初案(第1回及び第2回荷主判断基準小委員会での配布資料)に対して、ロジスティクス環境会議メン バーから意見を募集し、企画運営委員会で協議を重ね、取り まとめた意見・要望書を提出した。今回、意見・要望書の中で、 CGLとして特に主張した3点の内容と、荷主判断基準小委 員会取りまとめ(以下「取りまとめ」という)への反映状況を 報告する。

①着荷主について

改正省エネ法では、報告及び遵守義務が主として「発荷主」に 課せられており、当初案でも「着荷主」に関する記載事項はな かった。しかし、運輸条件を規定するのは、取引慣行の上で優 位な立場である「着荷主」であるため、「運輸分野」における二 酸化炭素排出量の削減を実現するためには、「着荷主」の協力 なしには実現困難な場合も多いため、「着荷主」にも何らかの 環境負荷低減の項目を追加することを要望した。

その結果、取りまとめの1.1「エネルギーの試用の合理化に関する荷主の判断の基準の内容」の中のII3「貨物輸送事業者及び着荷主等との連携」項目において、商取引の適正化についての項目が記載された。また、II5「その他エネルギーの使用の合理化に関する事項」において(1)「着荷主としての取組推進」の項目が盛り込まれた。

②エネルギー消費原単位の年間削減目標について

当初案では「年間原単位1%削減」と数値目標の設定がなされ ていた。しかし、荷主の業態を勘案すると、換算する方法として トンキロ法が用いられる可能性が高く、この場合算定値のばら つきが数十パーセント台になることが十分想定されることから、 細かい数値設定を行うことは数理的な見地から見て妥当ない ため、"(長期的に見て)減少傾向にあること"といった内容が 望ましいと要望した。

しかし、取りまとめの1.2「委託輸送に係るエネルギー消費原 単位の中長期的にみた年間の低減目標設定」の中で、「エネル ギー消費原単位を事業者ごとに中長期的にみて年平均1パー セント以上低減させることを目標とすることとする」との数値 目標が盛り込まれた。

③エネルギー消費量算定方法について

当初案では、「荷主において把握可能なデータを元に算定する 方法を採用するべきか」とトンキロ法での算定方法が検討され ていた。これに対して、CGLでは、「改善努力が成果としてあら われ、かつ算定精度の高い方法として、燃料法や燃費法等の算 定方法を推奨。トンキロ法については、個々の企業における現 時点での実施可能性を勘案し、算定の初期段階における代替 手法としてのトンキロ法を容認しつつ、削減効果が見える燃料 法への段階的な移行が目指されること」を要望した。

その結果、取りまとめの4「エネルギー消費量算定方法について」 としては、「燃料法、燃費法、改良トンキロ法を採用すること」と なった。





ロジスティクス環境会議メンバー限定の各種行事報告

ロジスティクス環境会議では、共通基盤整備委員会を中心として、ロジスティクス環境会議メンバー限定の講習会・研究 会を開催しております。ここでは現在までに開催された講習会・研究会についてご報告いたします。 なお、今後も研究会を開催していく予定ですので、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

講習会

第1回グリーンロジスティクス講習会 [2005年7月28日開催](参加人数64名)

【講演1】

ミニストップの物流と環境の取組み ーコスト削減・CO2削減・配送品質・安全管理ー 陶山 勝氏(ミニストップ株式会社 相談役)

【講演2】

■トラック車両用エンジンに関する環境対応の動向 -関係規制の概要とメーカの動向-

野元 茂氏(三菱ふそうトラックバス株式会社 エンジン設計部 マネージャ) 社団法人日本自動車工業会 安全・環境技術委員会 排出ガス燃費部会 ディーゼル分科会

【講演3】

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を 改正する法律案について

宮下 正己氏(経済産業省 大臣官房総務課法令審査専門官)

研究会 (2005年12

(2005年12月16日開催分まで掲載)

- 第1回研究会[2004年10月14日開催](参加人数11名)
- 物流現場から見た、家電リサイクル法 堀口 英雄氏(東芝物流株式会社 物流技術部長附 品質・環境管理部)
- 第2回研究会[2004年11月14日開催](参加人数11名)
- 裏側から見た自動車リサイクル法
 鈴木 邦成氏(文化女子大学 講師)

第3回研究会 [2005年1月20日開催] (参加人数12名)

- ディーゼルNOの先は?大型トラックは?
 三浦 俊男氏(日本ロジテム株式会社 社長室 副室長)
- 第4回研究会 [2005年2月10日開催] (参加人数8名)

■ 環境負荷軽減に向けての取組

諸星 登氏(プラネット物流株式会社 代表取締役社長)

第5回研究会 [2005年4月15日開催] (参加人数10名)

■ JALグループの環境取組み

松元 泰志氏(株式会社日本航空インターナショナル 地球環境部長)

第6回研究会(2005年5月12日(木)開催](参加人数16名)

情報機器のリサイクル 海老塚健治氏 (日本アイ・ビー・エムロジスティクス株式会社販売物流事業主管コンサルタント)

第7回研究会([2005年6月9日開催](参加人数18名)

中国の産業構造の変化とグリーン物流 鈴木 邦成氏(文化女子大学 講師)

第8回研究会[2005年7月14日開催](参加人数16名)

キリングループの環境への取組み 藤原 啓一郎氏(キリンビール株式会社 物流本部 企画担当 部長代理)

第9回研究会[2005年8月11日開催)(参加人数10名)

- 消費財流通における情報標準化の動向
 深田 陸雄氏(財団法人流通システム開発センター 研究開発部 部長)
- 第10回研究会 [現場研究会] (2005年9月9日開催) (参加人数12名)
- 見学先「JFEアーバンリサイクル株式会社」
- 第11回研究会 [2005年10月13日開催] (参加人数12名)
- 包装資材における環境対応の動向
 増田 章氏(株式会社コイケ 業務部 執行役員)

第12回研究会[2005年11月14日開催](参加人数16名)

- ■物流事業における環境対策 松本 大蔵氏(株式会社キューソー流通システム グループ営業部) 菊地 順一氏(株式会社キューソー流通システム ISO推進室 環境対策課)
- 第13回研究会[2005年12月16日開催](参加人数12名)

■ 西濃運輸における環境対応事例

秋山 尚輝氏(西濃運輸株式会社 エコビジネス部 部長)

* 役職等は講演時点のものです



ロジスティクス環境会議ホームページのご紹介

ロジスティクス環境会議では、各委員会等のアウトプットを中心に、ホームページによる情報提供を行っております。 今回、2005年8月以降に新規に作成されたページを中心にご紹介いたします。

ロジスティクス環境会議ホームページ(http://www.logistics.or.jp/green/)

〕 省資源ロジスティクス事例集 2005年3月16日発行した省資源ロジスティクス事例	at + 2 - at 1	If is over latter	a bilan marana 👔 🛱 a
2003年3月16日先110に11月18日システィシス争例 集の内容を掲載	[1: 8Z-2809	1346-81	
		E.S.	NTAX ING ADDRES
〕用語解説		r adam	●日本によったーありまたのでは (トラカン、日本チイリタ、
72の用語についての解説を掲載			12/1
アとの用品についての解説で珍異		· INTERN	1.0002.00002 1.002200025.572.0000
		* DOMANI	Satant-With
	ANDRESS	* 1.4.284200	MREETONNEE
		* Listanzia-rist	silentigia
環境に関係する法体系図及び29法令について、解説と		+-1516&R	**************************************
条文を掲載		* 117.3.8.EM	ACCREASE OF THE BALLET REPORT OF THE PARTY O
木人で均戦		10 22.5+++0.00	MINORALISE >
		H BERRAR	EXT: // / / / / / / / / / / / / / / / / /
) 関連リンク		i BORRI	THERMONIC
		C RALLMEN	CRIMINS AU-OC
海外サイトリンク集を作成し、92サイトとリンク		+ A.Z.(IN)	BERGER BURNING STATISTICS
			-2CMI
		4 843-728	INCOMES OF A DEPARTMENT
		* MIRRN	Reventer a Latt - Hoteler Distances
	「新市・使みたつと行動」		
Telling (D234) 230000 - Interne	P.B.	1 24865	Sall-Real-Airs
Set +	2.0		SectorRead-Alles Rober-10982ALR
ĝ + ĝ + μĝ ₂ ĝ + (παγίανοψασηψηθασας β	± · •	 námen némen némen Ekreterikyzőki 	SectorRead-Alima
χ + 2 - 3 μ + [# instructure paperholes αnd α+μ]	▲ 省資源	事例集ホーム	Sectores Rose Hours - AR Researched - AR Researched - Ar
************************************	▲ 省資源	事例集ホーム	第二日についたののなからがたります。 第二日の日本についたす。4月日 それらしたまたでのの目的目的では、1、サイドによりませんののまた。 ページ

▲関連法規ページ

http://www.logistics.or.jp/green/laws.html

■企画・編集 / ロジスティクス環境会議 広報・普及専門委員会		
委員長	小西俊次	愛知陸運(株)
副委員長	黒坂真一	(株)ヤマタネ
//	河野義信	新日本製鐵(株)
委員	竹原郁	いすゞ自動車(株)
//	栗田典彦	(株)イトーヨーカ堂
//	眞鍋大輔	NECロジスティクス(株)
//	三浦俊男	日本ロジテム(株)
//	野村久則	(株)菱食

CGLジャーナル 第2号 2006年1月30日発行

	徳田 雅人
編集人	佐藤 修司
編集制作	ロジスティクス環境会議 広報・普及専門委員会
発 行 所	社団法人 日本ロジスティクスシステム協会
	ロジスティクス環境推進センター
	〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル 3階
	TEL 03-5484-4021 FAX 03-5484-4031
	e-mail:cgl@logistics.or.jp
	URL http://www.logistics.or.jp/green/
印刷	(株)アルファコム